

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：珠洲市

令和8年6月30日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.2%
全職員	78.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	94.8%
本庁課長補佐相当職	100.8%
本庁係長相当職	91.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.2%
31～35年	100.3%
26～30年	87.3%
21～25年	82.5%
16～20年	87.3%
11～15年	96.0%
6～10年	99.8%
1～5年	48.4%

【説明欄】

- ・役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」には、該当者が存在しない。
- ・医療職給料表（一）の適用を受ける職員並びに勤続年数1～5年に含まれる他自治体からの出向職員については、給与水準が高く、また、当該職員に占める女性の割合が13.0%程と偏りがある。参考として、これらの職員を除外した場合の勤続年数別は、次のように変動する。
(21～25年 94.7%、1～5年 98.6%)

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
管理的地位にある職員	２７．６％

【説明欄】

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	２７．６％
本庁課長補佐相当職	３２．４％
本庁係長相当職	４２．４％

【説明欄】

・役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」には、該当者が存在しない。

1. 男女別の育児休業取得率

区分	令和7年度
男性	33.3%
女性	100.0%

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	%	%	—	%
1 週間以上 2 週間未満	%	%	—	%
2 週間以上 1 月以下	%	%	—	%
1 月超 3 月以下	%	%	—	%
3 月超 6 月以下	%	%	—	5 0 . 0 %
6 月超 9 月以下	1 0 0 %	5 0 . 0 %	—	5 0 . 0 %
9 月超 12 月以下	%	3 3 . 3 %	—	%
12 月超 24 月以下	%	1 6 . 7 %	—	%
24 月超	%	%	—	—

[illegible]

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	19.3時間／月
内部部局等以外	6.2時間／月

【説明欄】